

国労東北自動車支部

発 責 児森秀昭
編 責
教 宣 部
NO,139
2018.11.21

国労加入
で職場を
変えよう

国労フクシマ視察学習会
11月24日(土)～25日(日)

年末手当2.45箇月+5万円

2年連続同じ 12月4日支払い

平成30年11月21日
ジェイアールバス東北㈱

国労仙地申第6号の回答について

■ 2018年度年末手当に関する要求についての申し入れ

1. 2018年度年末手当の支払額は、3.0カ月+5万円分を支払うこと。

・別紙「回答書」に記載の状況を踏まえ、基準額は平成30年12月1日現在における基本給、都市手当及び扶養手当の月額を2.45倍した額とし、支給額に対し、一律50,000円を加算する。

2. 2018年度年末手当は、12月7日(金)までに支払うこと。

・平成30年12月4日(火)以降、準備でき次第とする。

3. 現行の支払い条件などを以下のとおり改善すること。

(1)「成績率」の適用については、「増減額」については10/100を限度として改訂し実施すること。

(2)「期間率」の適用については、私傷病での「欠勤」は除外ないし緩和措置を図ること。

・賃金規程に基づき実施する。

4. 契約社員については、社員に準じた取り扱いのこと。

・年末一時金(契約社員)の基準額は、平成30年12月1日現在の基本日額の23日分を2.05倍した額とし、平成30年4月1日から平成30年9月30日までの稼働実績に基づき支給する。

また、支給額に対し、一律50,000円を加算する。

※ 支給対象の勤続期間が1年未満の契約社員については、基準額と同様の支給率を適用し、支給する。

11月21日(水)「2018年度年末手当の申し入れ」(国労仙地申第6号)に対し、前年と同じとなる2.45ヶ月プラス加算額5万円(前年比同)の回答が示されました。
これまでの交渉で会社は「人件費、動力費の増加」を理由に厳しい旨の

発言を繰り返していましたが、社員にのちに報いるということで昨年と同じ回答を引き出すことができず、私たちがの要求からすれば納得できるものではありませんが、これを糧に支部大会に向け職場でしっかり取り組みを強化して行こう!

お知らせ

11月1日付でスワロー本社に勝又賢一さん(前職、仙台建築技術センター施設技術主任)がエルダー社員として勤務しています。現在、経理業務や駐車場管理業務を担当し、毎日、石巻駅から約1時間(自宅から駅まで車で約10分)かけて通勤しています。宮城県分会仙台班では早速歓迎会を行い、今後の班集会や情報の配布など取り組みを確認済みです。皆さん、よろしく。

稼働日数	20日	17日
入社からの日数	以上	以上
1年以上	100%	80%
6ヶ月～1年	80%	60%
3ヶ月～6ヶ月	40%	30%

J R 東 日 本

3.18ヶ月(前年比同)12月4日、準備出来次第